

議案参考資料

[令和8年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係(担当)]

医療保険課 保険税係

議案名

報告第7号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を
求めるについて

趣旨・目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和8年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

1 課税限度額の引上げ及び新設

国民健康保険税の医療分(基礎課税額)に係る課税限度額を67万円(現行:66万円)に引き上げ、子ども分(子ども・子育て支援納付金課税額)に係る課税限度額を3万円とします。

2 国民健康保険税減額措置(5割・2割減額)における判定所得基準の改正

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき金額を31万円(現行:30万5千円)に引き上げます。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき金額を57万円(現行:56万円)に引き上げます。

3 子ども分に係る減額措置の新設

18歳以上被保険者均等割額について現行制度と同様の減額措置を講ずるとともに、18歳未満被保険者均等割額について免除措置を新設します。

(施行期日:令和8年4月1日)

背景・経過

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

まず、保険料(税)負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるとされ、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や円滑な事業運営を確保する観点から被保険者の保険料(税)負担には一定の限度(課税限度額)が設けられています。そして、課税限度額の引上げについては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(プログラム法)を踏まえ、必要な税収の確保及び中間所得者層に配慮した保険料(税)の設定を想定し、減額判定所得基準の改正については、経済の動向等を踏まえて、必要な措置が講じられました。

また、令和8年4月1日制度開始の子ども・子育て支援金制度における減額措置については、現行の国民健康保険制度に準じた形で実施するとされ、当該制度が少子化対策であることに鑑み、子どもがいる世帯の負担がなるべく増えないよう一定の減額(免除)の措置が講じられました。